

愛西市地域防災計画（新旧対照表）

第 1 編 風水害等災害対策計画

第 1 章 総則

頁	現行	修正案	備考
1	第 1 節 計画の目的・方針等 2 計画の性格 (1) 地域防災計画 イ この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。	第 1 節 計画の目的・方針等 2 計画の性格 (1) 地域防災計画 イ この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、<u>住み続けられるまちづくりなど、SDGs の理念を意識</u>した防災体制を確立するよう努める。	愛知県 SDGs 推進本部会議（2019 年 7 月 16 日開催）を踏まえた修正
7	第 2 節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 処理すべき事務又は業務の大綱 3 県警察（津島警察署） (14) 緊急通行車両等の<u>事前審査及び確認</u>を行う。	第 2 節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 処理すべき事務又は業務の大綱 3 県警察（津島警察署） (14) 緊急通行車両等の<u>確認及び確認証明書の交付</u>を行う。	災害対策基本法 施行令の改正に伴う修正

第2章 災害予防

頁	現行	修正案	備考
28	第1節 防災協働社会の形成推進	第1節 防災協働社会の形成推進	防災基本計画に基づく修正
	第2 自主防災組織の充実強化	第2 自主防災組織の充実強化	
29	3 組織等との連携 ◆組織等の環境整備 ○（略） ○自主防災組織の相互連携のみならず、防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める。	3 組織等との連携 ◆組織等の環境整備 ◆ 防災関係団体ネットワーク化 ○自主防災組織の相互連携のみならず、防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める。	防災基本計画に基づく修正
	第3 ボランティアとの連携	第3 ボランティアとの連携	
29	1 支援体制の確保 ◆ボランティア活動の環境整備 ○市はNPO・ボランティア関係団体等と連携し、災害ボランティアセンターが機能を確保できるよう、設備・備品・資材（机、椅子、電話等）等の整備を行う。 ○（略） <u>○災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が主体となり、ボランティア全般のコーディネート業務を行う。</u> ○（略）	1 支援体制の確保 ◆ボランティア活動の環境整備 ○市はNPO・ボランティア関係団体等と 連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り 、災害ボランティアセンターが機能を確保できるよう、設備・備品・資材（机、椅子、電話等）等の整備を行う。 ○（略） ○（略） ◆ 災害ボランティアセンター ○ 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が主体となり、ボランティア全般のコーディネート業務を行う。 ○市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、 市地域防災計画等において、市社会福祉協議会等との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。	防災基本計画に基づく修正
38	第3節 地盤災害の予防対策	第3節 地盤災害の予防対策	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正
	1 土地利用の適正誘導 ◆土地利用の適正誘導 ○地盤災害の予防対策としては、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画及び都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、土地利用への誘導規制を実施	1 土地利用の適正誘導 ◆土地利用の適正誘導 ○地盤災害の予防対策としては、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画及び都市計画法、 都市再生特別措置法 をはじめとする各種個別法令等により、土地利用への誘導規制を実施	

頁	現行	修正案	備考
	第 9 節 避難所、要配慮者・帰宅困難者対策	第 9 節 避難所、要配慮者・帰宅困難者対策	
61	基本方針 ・避難行動要支援者の避難誘導と安否確認のため、避難行動要支援者に関する情報の把握と、関係者との共有の促進 実施機関	基本方針 ・避難行動要支援者の避難誘導と安否確認のため、避難行動要支援者に関する情報の把握と、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の関係者との共有の促進 実施機関	表記の整理
	第 1 指定避難所の指定等	第 1 指定避難所の指定等	
62	1 指定避難所の指定 ◆指定等 ○（略） ◆避難施設と生活環境の整備 ○（略） <u>○必要に応じ県と連携をとり、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、支援を必要とする高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられ、非常用電源の確保や備蓄等安心して生活できる体制を整備した福祉避難所（資料編「4－3 福祉避難所」参照）の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> ◆受入対象者 ○（略）	1 指定避難所の指定 ◆指定等 ○（略） ◆避難施設と生活環境の整備 ○（略） ◆受入対象者 ○（略）	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
62		2 福祉避難所の整備 ◆福祉避難所の整備 ○市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所（資料編「4－3 福祉避難所」参照）として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努める。 ○市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。 ○指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。 ○市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。 ○市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
62	2 避難施設の設備の整備等 ◆避難施設における必要面積の確保	3 避難施設の設備の整備等 ◆避難施設における必要面積の確保	

頁	現行	修正案	備考
64	◆避難所運営体制の整備 ○（略） ○市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。	◆避難所運営体制の整備 ○（略） ○市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
	○（略）	○（略）	
	◆避難所内設備の整備 ○（略）	◆避難所内設備の整備 ○（略）	
	第2 要配慮者・帰宅困難者対策	第2 要配慮者・帰宅困難者対策	
66	3 在宅の要配慮者対策	3 在宅の要配慮者対策	市システムの変更
	◆緊急通報システムの運用 ○市は、緊急通報システム事業の運用にあたり、利用者の安心安全の確保に努める。	◆緊急通報システムの運用 ○市は、緊急通報システム・ <u>高齢者等見守りシステム</u> 事業の運用にあたり、利用者の安心安全の確保に努める。	
	4 避難行動要支援者対策	4 避難行動要支援者対策	
67	◆避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 ○（略）	◆避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 ○（略）	防災基本計画の修正に伴う修正
	◆個別避難計画の作成等 ○市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。	◆個別避難計画の作成等 ○市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>	
	○（略）	○（略）	
	◆避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 ○（略）	◆避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 ○（略）	
67	5 外国人等に対する対策	5 外国人等に対する対策	防災基本計画に基づく修正
	◆外国人等に対する対策 ○市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>在日</u> 外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に行動がとれるよう防災環境づくりに努める。	◆外国人等に対する対策 ○市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に行動がとれるよう防災環境づくりに努める。	
	(略) ⑤災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制の整備に努めること。	(略) ⑤災害時に多言語情報の提供 <u>等</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制の整備に努めること。	

頁	現行	修正案	備考
67		6災害ケースマネジメント ◆災害ケースマネジメント ○市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。	防災基本計画に基づく修正
67	6浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策 ◆浸水想定区 〇（略） 域内等の施設等の公表	7浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策 ◆浸水想定区 〇（略） 域内等の施設等の公表	
68	7帰宅困難者支援体制の整備 ◆定義 〇（略）	8帰宅困難者支援体制の整備 ◆定義 〇（略）	

第3章 災害応急対策

頁	現行	修正案	備考																																																												
81	第 1 節 活動態勢（組織の動員配備） 第 1 市災対本部 6 大規模災害時の初動活動 ◆初動活動 ○（略） <table><tr><td>活動の区分</td><td>第 1 段階</td><td>第 2 段階</td><td>第 3 段階</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">救援・救護活動</td><td>○飲料水、食料の確保、供給</td><td>⇒⇒⇒</td><td>⇒⇒⇒</td></tr><tr><td>○生活物資の確保、供給</td><td>⇒⇒⇒</td><td>○生活物資、救援物資の配布</td></tr><tr><td>○医療救護所の設置</td><td>⇒⇒⇒</td><td>⇒⇒⇒</td></tr></table>	活動の区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	（略）				救援・救護活動	○飲料水、食料の確保、供給	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	○生活物資の確保、供給	⇒⇒⇒	○生活物資、救援物資の配布	○医療救護所の設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	第 1 節 活動態勢（組織の動員配備） 第 1 市災対本部 6 大規模災害時の初動活動 ◆初動活動 ○（略） <table><tr><td>活動の区分</td><td>第 1 段階</td><td>第 2 段階</td><td>第 3 段階</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">救援・救護活動</td><td>○飲料水、食料の確保、供給</td><td>⇒⇒⇒</td><td>⇒⇒⇒</td></tr><tr><td>○生活物資の確保、供給</td><td>⇒⇒⇒</td><td>○生活物資、救援物資の配布</td></tr><tr><td>○救護所の設置</td><td>⇒⇒⇒</td><td>⇒⇒⇒</td></tr></table>	活動の区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	（略）				救援・救護活動	○飲料水、食料の確保、供給	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	○生活物資の確保、供給	⇒⇒⇒	○生活物資、救援物資の配布	○救護所の設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	表記の整理 （「救護所」に統一）																								
	活動の区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階																																																											
（略）																																																															
救援・救護活動	○飲料水、食料の確保、供給	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒																																																												
	○生活物資の確保、供給	⇒⇒⇒	○生活物資、救援物資の配布																																																												
	○医療救護所の設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒																																																												
活動の区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階																																																												
（略）																																																															
救援・救護活動	○飲料水、食料の確保、供給	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒																																																												
	○生活物資の確保、供給	⇒⇒⇒	○生活物資、救援物資の配布																																																												
	○救護所の設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒																																																												
87	第 2 節 避難行動 第 1 災害に関する情報の収集及び伝達 1 気象警報等の伝達系統 ◆気象・水象 ○（略） 情報等の伝達 ◆気象警報等の伝達系統図 （図略） 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 の規定に基づく法定伝達先。	第 2 節 避難行動 第 1 災害に関する情報の収集及び伝達 1 気象警報等の伝達系統 ◆気象・水象 ○（略） 情報等の伝達 ◆気象警報等の伝達系統図 （図略） 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 3 号並びに第 9 条の規定に基づく法定伝達先。	根拠となる法令の追記																																																												
	90	2 気象警報等の種類と発表基準 ◆気象・水象 ○（略） に関する警報等 ◆警報・注意報 （令和 4 年 5 月 26 日現在 発表官署：名古屋地方気象台） <table><tr><td rowspan="5">警 報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>23</td></tr><tr><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="3">洪水</td><td colspan="2">流域雨量指数基準</td><td>善太川流域=11、領内川流域=11. 5</td></tr><tr><td colspan="2">複合基準※1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">指定河川洪水予報による基準</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td colspan="2">表面雨量指数基準</td><td>12</td></tr><tr><td colspan="2">土壌雨量指数基準</td><td>140</td></tr></table>		警 報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	23	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	—	洪水	流域雨量指数基準		善太川流域=11、領内川流域=11. 5	複合基準※1		—	指定河川洪水予報による基準		（略）	（略）				注意報	大雨	表面雨量指数基準		12	土壌雨量指数基準		140	2 気象警報等の種類と発表基準 ◆気象・水象 ○（略） に関する警報等 ◆警報・注意報 （令和 5 年 6 月 8 日現在 発表官署：名古屋地方気象台） <table><tr><td rowspan="5">警 報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>23</td></tr><tr><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="3">洪水</td><td colspan="2">流域雨量指数基準</td><td>善太川流域=10. 7、領内川流域=11. 3</td></tr><tr><td colspan="2">複合基準※1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">指定河川洪水予報による基準</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td colspan="2">表面雨量指数基準</td><td>12</td></tr><tr><td colspan="2">土壌雨量指数基準</td><td>140</td></tr></table>	警 報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	23	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	—	洪水	流域雨量指数基準		善太川流域=10. 7、領内川流域=11. 3	複合基準※1		—	指定河川洪水予報による基準		（略）	（略）				注意報	大雨	表面雨量指数基準		12	土壌雨量指数基準	
警 報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準			23																																																									
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準		—																																																										
	洪水	流域雨量指数基準			善太川流域=11、領内川流域=11. 5																																																										
		複合基準※1			—																																																										
		指定河川洪水予報による基準		（略）																																																											
（略）																																																															
注意報	大雨	表面雨量指数基準		12																																																											
		土壌雨量指数基準		140																																																											
警 報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	23																																																											
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	—																																																											
	洪水	流域雨量指数基準		善太川流域=10. 7、領内川流域=11. 3																																																											
		複合基準※1		—																																																											
		指定河川洪水予報による基準		（略）																																																											
（略）																																																															
注意報	大雨	表面雨量指数基準		12																																																											
		土壌雨量指数基準		140																																																											

頁	現行					修正案					備考	
			洪水	流域雨量指数基準	善太川流域=8. <u>8</u> 、領内川流域=9. <u>2</u>			洪水	流域雨量指数基準	善太川流域=8. <u>5</u> 、領内川流域=9		
				複合基準※	善太川流域= (<u>11</u> 、 <u>8.8</u>)、領内川流域= (<u>11</u> 、 <u>7.4</u>)、日光川流域= (11、20.5)				複合基準※	善太川流域= (<u>10</u> 、 <u>6.8</u>)、領内川流域= (<u>6</u> 、 <u>9</u>)、日光川流域= (11、20.5)		
				指定河川洪水予報による基準	(略)				指定河川洪水予報による基準	(略)		
		(略)					(略)					
112	第3節 災害情報の収集・伝達・広報					第3節 災害情報の収集・伝達・広報					表記の整理 （「救護所」に統一）	
	第3 広報広聴活動					第3 広報広聴活動						
	1 災害時の広報活動			時期		1 災害時の広報活動			時期			
	◆広報内容 ○（略） （事前情報）			A		◆広報内容 ○（略） （事前情報）			A			
	◆広報内容 ○広報内容（災害発生直後）は次のとおりとする。 （災害発生直後）			A		◆広報内容 ○広報内容（災害発生直後）は次のとおりとする。 （災害発生直後）			A			
		(略)	⑤医療・救護所の開設状況 ⑥ライフライン施設・道路情報				(略)	⑤救護所の開設状況 ⑥ライフライン施設・道路情報				
		◆広報内容 ○（略） （応急復旧時				B		◆広報内容 ○（略） （応急復旧時				B
115	第4節 応援協力・派遣要請					第4節 応援協力・派遣要請					マスク着用の 考え方の見直しに伴う修正 （健康管理等にマスク着用を含む）	
	第1 応援協力					第1 応援協力						
	3 県、協定締結自治体からの応援要請			時期		3 県、協定締結自治体からの応援要請			時期			
	◆応援隊の派遣 ○（略） ○市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。			B		◆応援隊の派遣 ○（略） ○市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底する。			B			
118	第4 ボランティアの受入					第4 ボランティアの受入					名称の変更	
	1 ボランティア受入窓口の設置			時期		1 ボランティア受入窓口の設置			時期			
	◆災害ボランティアセンター ○（略） ○センターの設置場所は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して決定する。					◆災害ボランティアセンター ○（略） ○センターの設置場所は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して決定する。						
	市災害ボランティアセンター （候補地）		①八開総合福祉センター ②親水公園総合体育館 ③立田支所 ④佐織支所		市災害ボランティアセンター （候補地）		①八開総合福祉センター ②垣見鉄工アリーナ（親水公園総合体育館） ③立田支所					

頁	現行			修正案			備考												
120						④佐織支所													
	◆コーディネーターの役割	○（略）	C	◆コーディネーターの役割	○（略）		C												
	◆NPO・ボランティア関係団体等との連携	○市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 <u>情報を共有する場において</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>把握</u> し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。	C	◆NPO・ボランティア関係団体等との連携	○市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>関係者と積極的に共有</u> し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 <u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。</u>		C												
	○災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。			○災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。															
第5 防災活動拠点の確保等																			
	1 防災活動拠点の確保等		時期	1 防災活動拠点の確保等		時期													
	◆救援物資集積拠点	○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「5－2 救援物資集積拠点」参照）。	A	◆救援物資集積拠点	○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「5－2 救援物資集積拠点」参照）。		A												
		<u>立田地域交流拠点施設</u>		<u>道の駅ふれあいの里HASUパーク</u>			名称の変更												
		（略）		（略）															
	◆地区防災活動拠点	○市は、市の区域内及び隣接市町区域内において、局地的な災害等が発生した場合に、市及び隣接市町等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点とする施設を確保する。	A	◆地区防災活動拠点	○市は、市の区域内及び隣接市町区域内において、局地的な災害等が発生した場合に、市及び隣接市町等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点とする施設を確保する。		A												
		<table><tr><td>佐屋総合運動場</td><td>3.1 ha</td></tr><tr><td><u>立田総合運動場</u></td><td>3.2 ha</td></tr><tr><td>（略）</td><td>1.2 ha</td></tr></table>	佐屋総合運動場	3.1 ha	<u>立田総合運動場</u>	3.2 ha	（略）	1.2 ha		<table><tr><td>佐屋総合運動場</td><td>3.1 ha</td></tr><tr><td><u>貝沼建設 花はすフィールドあいさい</u></td><td>3.2 ha</td></tr><tr><td>（略）</td><td>1.2 ha</td></tr></table>	佐屋総合運動場	3.1 ha	<u>貝沼建設 花はすフィールドあいさい</u>	3.2 ha	（略）	1.2 ha			名称の変更
佐屋総合運動場	3.1 ha																		
<u>立田総合運動場</u>	3.2 ha																		
（略）	1.2 ha																		
佐屋総合運動場	3.1 ha																		
<u>貝沼建設 花はすフィールドあいさい</u>	3.2 ha																		
（略）	1.2 ha																		
125	第6節 医療救護・防疫・保健衛生対策																		
	第1 医療救護																		
	1 <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議</u>		時期	1 <u>医療及び公衆衛生活動に関する調整</u>		時期													
	◆保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置	○県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う「保健医療調整会議」を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。	A	◆保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置	○県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う「保健医療調整会議」を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。 <u>また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をす</u>		A												
防災基本計画に基づく修正及び表記の整理																			
保健医療調整																			

頁	現行		修正案		備考																
125				る必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。																	
	○県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。		◆ 保健医療調整本部における医療情報収集	○県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。	A																
	○県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、医師会等関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。		◆ 市、医療機関との情報共有	○県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、医師会等関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。	A																
			◆ 他市町村への応援指示	○県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。	A																
			◆ 被災地における医療提供体制の確保・継続	○県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。 ○この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	A																
	<table><tr><th>2 救護所の設置、地域医療体制の確保等</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆医療救護所の設置等 ○市は、自らの公的医療機関（八開診療所）において医療活動を行うほか、必要に応じて海部医師会、海部歯科医師会、津島海部薬剤師会等に対して協力を求め、医療救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 ○被災情報から被災地に近く、交通便利な公共施設に救護所の設置を決定する。 <table><tr><td>医療救護所開設候補場所</td><td>佐屋保健センター</td></tr></table> ○（略）</td><td>A</td></tr><tr><td>◆保健医療調整会議への参画 ○（略）</td><td>A</td></tr></table>		2 救護所の設置、地域医療体制の確保等	時期	◆ 医療 救護所の設置等 ○市は、自らの公的医療機関（八開診療所）において医療活動を行うほか、必要に応じて海部医師会、海部歯科医師会、津島海部薬剤師会等に対して協力を求め、 医療 救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 ○被災情報から被災地に近く、交通便利な公共施設に救護所の設置を決定する。 <table><tr><td>医療救護所開設候補場所</td><td>佐屋保健センター</td></tr></table> ○（略）	医療 救護所開設候補場所	佐屋保健センター	A	◆保健医療調整会議への参画 ○（略）	A	<table><tr><th>2 救護所の設置、地域医療体制の確保等</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆救護所の設置等 ○市は、自らの公的医療機関（八開診療所）において医療活動を行うほか、必要に応じて海部医師会、海部歯科医師会、津島海部薬剤師会等に対して協力を求め、救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 ○被災情報から被災地に近く、交通便利な公共施設に救護所の設置を決定する。 <table><tr><td>救護所開設候補場所</td><td>佐屋保健センター</td></tr></table> ○（略）</td><td>A</td></tr><tr><td>◆保健医療調整会議への参画 ○（略）</td><td>A</td></tr></table>		2 救護所の設置、地域医療体制の確保等	時期	◆救護所の設置等 ○市は、自らの公的医療機関（八開診療所）において医療活動を行うほか、必要に応じて海部医師会、海部歯科医師会、津島海部薬剤師会等に対して協力を求め、救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 ○被災情報から被災地に近く、交通便利な公共施設に救護所の設置を決定する。 <table><tr><td>救護所開設候補場所</td><td>佐屋保健センター</td></tr></table> ○（略）	救護所開設候補場所	佐屋保健センター	A	◆保健医療調整会議への参画 ○（略）	A	表記の整理 （「救護所」に統一） 表記の整理 （「救護所」に統一）
2 救護所の設置、地域医療体制の確保等	時期																				
◆ 医療 救護所の設置等 ○市は、自らの公的医療機関（八開診療所）において医療活動を行うほか、必要に応じて海部医師会、海部歯科医師会、津島海部薬剤師会等に対して協力を求め、 医療 救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 ○被災情報から被災地に近く、交通便利な公共施設に救護所の設置を決定する。 <table><tr><td>医療救護所開設候補場所</td><td>佐屋保健センター</td></tr></table> ○（略）	医療 救護所開設候補場所	佐屋保健センター	A																		
医療 救護所開設候補場所	佐屋保健センター																				
◆保健医療調整会議への参画 ○（略）	A																				
2 救護所の設置、地域医療体制の確保等	時期																				
◆救護所の設置等 ○市は、自らの公的医療機関（八開診療所）において医療活動を行うほか、必要に応じて海部医師会、海部歯科医師会、津島海部薬剤師会等に対して協力を求め、救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 ○被災情報から被災地に近く、交通便利な公共施設に救護所の設置を決定する。 <table><tr><td>救護所開設候補場所</td><td>佐屋保健センター</td></tr></table> ○（略）	救護所開設候補場所	佐屋保健センター	A																		
救護所開設候補場所	佐屋保健センター																				
◆保健医療調整会議への参画 ○（略）	A																				
	第7節 交通の確保・緊急輸送対策		第7節 交通の確保・緊急輸送対策																		
130	第1 道路交通対策		第1 道路交通対策																		
	<table><tr><th>1 道路施設対策</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆道路・橋りょう調査及び応急復旧 ○（略） ○緊急輸送路及び応急復旧活動において、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、市内土木建設業者等に要請して応急復旧作業を行う。</td><td>A</td></tr></table>		1 道路施設対策	時期	◆道路・橋りょう調査及び応急復旧 ○（略） ○ 緊急輸送路 及び応急復旧活動において、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、市内土木建設業者等に要請して応急復旧作業を行う。	A	<table><tr><th>1 道路施設対策</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆道路・橋りょう調査及び応急復旧 ○（略） ○緊急輸送道路及び応急復旧活動において、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、市内土木建設業者等に要請して応急復旧作業を行う。</td><td>A</td></tr></table>		1 道路施設対策	時期	◆道路・橋りょう調査及び応急復旧 ○（略） ○ 緊急輸送道路 及び応急復旧活動において、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、市内土木建設業者等に要請して応急復旧作業を行う。	A	表記の修正								
	1 道路施設対策	時期																			
◆道路・橋りょう調査及び応急復旧 ○（略） ○ 緊急輸送路 及び応急復旧活動において、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、市内土木建設業者等に要請して応急復旧作業を行う。	A																				
1 道路施設対策	時期																				
◆道路・橋りょう調査及び応急復旧 ○（略） ○ 緊急輸送道路 及び応急復旧活動において、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、市内土木建設業者等に要請して応急復旧作業を行う。	A																				

頁	現行	修正案	備考																
133	第3 緊急輸送手段の確保 <table><tr><th>1 緊急輸送計画</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆広域輸送の一元化 ○緊急輸送にあたっては、防災活動拠点や避難所を結ぶ緊急輸送ネットワークを、主たる輸送路（補完道路）として活用し、<u>た</u>、効率的な輸送を実施する。そのため、市は県と相互に連携して輸送業務の調整を行い、輸送計画を策定する。</td><td>A</td></tr><tr><td>◆緊急輸送情報の把握 ○市は、効率的な緊急輸送のため、<u>緊急交通路</u>の応急復旧状況や交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握し、管財班や緊急輸送実施者等に対し情報提供を行う。</td><td>A</td></tr></table>	1 緊急輸送計画	時期	◆広域輸送の一元化 ○緊急輸送にあたっては、防災活動拠点や避難所を結ぶ緊急輸送ネットワークを、主たる輸送路（補完道路）として活用し、 <u>た</u> 、効率的な輸送を実施する。そのため、市は県と相互に連携して輸送業務の調整を行い、輸送計画を策定する。	A	◆緊急輸送情報の把握 ○市は、効率的な緊急輸送のため、 <u>緊急交通路</u> の応急復旧状況や交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握し、管財班や緊急輸送実施者等に対し情報提供を行う。	A	第3 緊急輸送手段の確保 <table><tr><th>1 緊急輸送計画</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆広域輸送の一元化 ○緊急輸送にあたっては、防災活動拠点や避難所を結ぶ緊急輸送ネットワークを、主たる輸送路（補完道路）として活用し、効率的な輸送を実施する。そのため、市は県と相互に連携して輸送業務の調整を行い、輸送計画を策定する。</td><td>A</td></tr><tr><td>◆緊急輸送情報の把握 ○市は、効率的な緊急輸送のため、<u>緊急輸送道路</u>の応急復旧状況や交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握し、管財班や緊急輸送実施者等に対し情報提供を行う。</td><td>A</td></tr></table>	1 緊急輸送計画	時期	◆広域輸送の一元化 ○緊急輸送にあたっては、防災活動拠点や避難所を結ぶ緊急輸送ネットワークを、主たる輸送路（補完道路）として活用し、効率的な輸送を実施する。そのため、市は県と相互に連携して輸送業務の調整を行い、輸送計画を策定する。	A	◆緊急輸送情報の把握 ○市は、効率的な緊急輸送のため、 <u>緊急輸送道路</u> の応急復旧状況や交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握し、管財班や緊急輸送実施者等に対し情報提供を行う。	A	表記の修正				
	1 緊急輸送計画	時期																	
◆広域輸送の一元化 ○緊急輸送にあたっては、防災活動拠点や避難所を結ぶ緊急輸送ネットワークを、主たる輸送路（補完道路）として活用し、 <u>た</u> 、効率的な輸送を実施する。そのため、市は県と相互に連携して輸送業務の調整を行い、輸送計画を策定する。	A																		
◆緊急輸送情報の把握 ○市は、効率的な緊急輸送のため、 <u>緊急交通路</u> の応急復旧状況や交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握し、管財班や緊急輸送実施者等に対し情報提供を行う。	A																		
1 緊急輸送計画	時期																		
◆広域輸送の一元化 ○緊急輸送にあたっては、防災活動拠点や避難所を結ぶ緊急輸送ネットワークを、主たる輸送路（補完道路）として活用し、効率的な輸送を実施する。そのため、市は県と相互に連携して輸送業務の調整を行い、輸送計画を策定する。	A																		
◆緊急輸送情報の把握 ○市は、効率的な緊急輸送のため、 <u>緊急輸送道路</u> の応急復旧状況や交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握し、管財班や緊急輸送実施者等に対し情報提供を行う。	A																		
134	4 輸送拠点の確保 <table><tr><th>4 輸送拠点の確保</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆輸送拠点の開設 ○（略） ○輸送拠点と市内の避難所等の主要施設を連絡するルートの確保に努める。<table><tr><td>物資輸送拠点（候補地）</td><td>八開支所、佐織体育館、<u>地域交流拠点施設</u>、親水公園総合体育館、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)</td></tr><tr><td>拠点ヘリポート</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>A</td></tr></table>	4 輸送拠点の確保	時期	◆輸送拠点の開設 ○（略） ○輸送拠点と市内の避難所等の主要施設を連絡するルートの確保に努める。 <table><tr><td>物資輸送拠点（候補地）</td><td>八開支所、佐織体育館、<u>地域交流拠点施設</u>、親水公園総合体育館、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)</td></tr><tr><td>拠点ヘリポート</td><td>（略）</td></tr></table>	物資輸送拠点（候補地）	八開支所、佐織体育館、 <u>地域交流拠点施設</u> 、親水公園総合体育館、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)	拠点ヘリポート	（略）	A	4 輸送拠点の確保 <table><tr><th>4 輸送拠点の確保</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆輸送拠点の開設 ○（略） ○輸送拠点と市内の避難所等の主要施設を連絡するルートの確保に努める。<table><tr><td>物資輸送拠点（候補地）</td><td>八開支所、佐織体育館、<u>道の駅ふれあいの里H A S U パーク</u>、<u>垣見鉄工アリーナ</u>（親水公園総合体育館）、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)</td></tr><tr><td>拠点ヘリポート</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>A</td></tr></table>	4 輸送拠点の確保	時期	◆輸送拠点の開設 ○（略） ○輸送拠点と市内の避難所等の主要施設を連絡するルートの確保に努める。 <table><tr><td>物資輸送拠点（候補地）</td><td>八開支所、佐織体育館、<u>道の駅ふれあいの里H A S U パーク</u>、<u>垣見鉄工アリーナ</u>（親水公園総合体育館）、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)</td></tr><tr><td>拠点ヘリポート</td><td>（略）</td></tr></table>	物資輸送拠点（候補地）	八開支所、佐織体育館、 <u>道の駅ふれあいの里H A S U パーク</u> 、 <u>垣見鉄工アリーナ</u> （親水公園総合体育館）、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)	拠点ヘリポート	（略）	A	名称の変更
4 輸送拠点の確保	時期																		
◆輸送拠点の開設 ○（略） ○輸送拠点と市内の避難所等の主要施設を連絡するルートの確保に努める。 <table><tr><td>物資輸送拠点（候補地）</td><td>八開支所、佐織体育館、<u>地域交流拠点施設</u>、親水公園総合体育館、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)</td></tr><tr><td>拠点ヘリポート</td><td>（略）</td></tr></table>	物資輸送拠点（候補地）	八開支所、佐織体育館、 <u>地域交流拠点施設</u> 、親水公園総合体育館、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)	拠点ヘリポート	（略）	A														
物資輸送拠点（候補地）	八開支所、佐織体育館、 <u>地域交流拠点施設</u> 、親水公園総合体育館、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)																		
拠点ヘリポート	（略）																		
4 輸送拠点の確保	時期																		
◆輸送拠点の開設 ○（略） ○輸送拠点と市内の避難所等の主要施設を連絡するルートの確保に努める。 <table><tr><td>物資輸送拠点（候補地）</td><td>八開支所、佐織体育館、<u>道の駅ふれあいの里H A S U パーク</u>、<u>垣見鉄工アリーナ</u>（親水公園総合体育館）、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)</td></tr><tr><td>拠点ヘリポート</td><td>（略）</td></tr></table>	物資輸送拠点（候補地）	八開支所、佐織体育館、 <u>道の駅ふれあいの里H A S U パーク</u> 、 <u>垣見鉄工アリーナ</u> （親水公園総合体育館）、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)	拠点ヘリポート	（略）	A														
物資輸送拠点（候補地）	八開支所、佐織体育館、 <u>道の駅ふれあいの里H A S U パーク</u> 、 <u>垣見鉄工アリーナ</u> （親水公園総合体育館）、J A あいち海部レンコンセンター、佐川急便(株)佐屋営業所、栄進物流(株)																		
拠点ヘリポート	（略）																		
143	第9節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2 要配慮者・帰宅困難者対策 <table><tr><th>1 避難所・在宅・社会福祉施設等</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆福祉ニーズの把握と人材確保 ○（略）</td><td>A</td></tr><tr><td>◆福祉避難所の設置等 ○自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所（資料編「4－3 福祉避難所」参照）への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>○受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。</u></td><td>A</td></tr><tr><td>◆福祉サービスの継続支援 ○（略）</td><td>A</td></tr></table>	1 避難所・在宅・社会福祉施設等	時期	◆福祉ニーズの把握と人材確保 ○（略）	A	◆福祉避難所の設置等 ○自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所（資料編「4－3 福祉避難所」参照）への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>○受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。</u>	A	◆福祉サービスの継続支援 ○（略）	A	第9節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2 要配慮者・帰宅困難者対策 <table><tr><th>1 避難所・在宅・社会福祉施設等</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆福祉ニーズの把握と人材確保 ○（略）</td><td>A</td></tr><tr><td>◆福祉避難所の設置等 ○自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所（資料編「4－3 福祉避難所」参照）への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。</td><td>A</td></tr><tr><td>◆福祉サービスの継続支援 ○（略）</td><td>A</td></tr></table>	1 避難所・在宅・社会福祉施設等	時期	◆福祉ニーズの把握と人材確保 ○（略）	A	◆福祉避難所の設置等 ○自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所（資料編「4－3 福祉避難所」参照）への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。	A	◆福祉サービスの継続支援 ○（略）	A	表記の整理
	1 避難所・在宅・社会福祉施設等	時期																	
◆福祉ニーズの把握と人材確保 ○（略）	A																		
◆福祉避難所の設置等 ○自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所（資料編「4－3 福祉避難所」参照）への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>○受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。</u>	A																		
◆福祉サービスの継続支援 ○（略）	A																		
1 避難所・在宅・社会福祉施設等	時期																		
◆福祉ニーズの把握と人材確保 ○（略）	A																		
◆福祉避難所の設置等 ○自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所（資料編「4－3 福祉避難所」参照）への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。	A																		
◆福祉サービスの継続支援 ○（略）	A																		

頁	現行	修正案	備考																		
158	第13節　ライフライン施設等の応急対策 <table><tr><th>6　通信施設の応急措置</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社） ○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有 ○（略）</td><td>B</td></tr></table>	6　通信施設の応急措置	時期	◆通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社） ○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有 ○（略）	B	第13節　ライフライン施設等の応急対策 <table><tr><th>6　通信施設の応急措置</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社） ○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等） ○（略）</td><td>B</td></tr></table>	6　通信施設の応急措置	時期	◆通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社） ○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等） ○（略）	B	防災基本計画に基づく修正										
6　通信施設の応急措置	時期																				
◆通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社） ○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有 ○（略）	B																				
6　通信施設の応急措置	時期																				
◆通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社） ○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等） ○（略）	B																				
173	第19節　住宅対策	第19節　住宅対策 <table><tr><th>4　住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の方針 ○市は、被災住宅の応急修理について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。 ○ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として応急修理が行われるため、市は協力する。 ○県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて住宅の応急修理を実施する。 ○住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</td><td>C</td></tr><tr><td>◆応急修理を受ける者の範囲 ①住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 </td><td>C</td></tr><tr><td>◆対象者の選定 ○市は、被害状況、被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定結果等より、応急仮設住宅の対象者の選定と同様に対象者の選考を行い、修理戸数を決定する。</td><td>C</td></tr><tr><td>◆修理の範囲 ○応急修理の範囲は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分とする。</td><td>C</td></tr><tr><td>◆修理の費用 ○応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</td><td>C</td></tr><tr><td>◆修理の期間 ○災害が発生してから10日以内に完了するものとする。 ○交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</td><td>C</td></tr><tr><td>◆修理の方法 ○住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</td><td>C</td></tr><tr><td>◆住宅の応急修理 ○市は、被災者相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申込みを受け付ける。 ○資材が不足する場合は、県に資材調達の協力を要請する。</td><td>C</td></tr></table>	4　住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	時期	◆住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の方針 ○市は、被災住宅の応急修理について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。 ○ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として応急修理が行われるため、市は協力する。 ○県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて住宅の応急修理を実施する。 ○住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。	C	◆応急修理を受ける者の範囲 ①住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	C	◆対象者の選定 ○市は、被害状況、被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定結果等より、応急仮設住宅の対象者の選定と同様に対象者の選考を行い、修理戸数を決定する。	C	◆修理の範囲 ○応急修理の範囲は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分とする。	C	◆修理の費用 ○応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	C	◆修理の期間 ○災害が発生してから10日以内に完了するものとする。 ○交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	C	◆修理の方法 ○住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	C	◆住宅の応急修理 ○市は、被災者相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申込みを受け付ける。 ○資材が不足する場合は、県に資材調達の協力を要請する。	C	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）の一部改正のため。 令和 5 年 4 月 1 日から適用
4　住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	時期																				
◆住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の方針 ○市は、被災住宅の応急修理について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。 ○ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として応急修理が行われるため、市は協力する。 ○県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて住宅の応急修理を実施する。 ○住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。	C																				
◆応急修理を受ける者の範囲 ①住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	C																				
◆対象者の選定 ○市は、被害状況、被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定結果等より、応急仮設住宅の対象者の選定と同様に対象者の選考を行い、修理戸数を決定する。	C																				
◆修理の範囲 ○応急修理の範囲は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分とする。	C																				
◆修理の費用 ○応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	C																				
◆修理の期間 ○災害が発生してから10日以内に完了するものとする。 ○交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	C																				
◆修理の方法 ○住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	C																				
◆住宅の応急修理 ○市は、被災者相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申込みを受け付ける。 ○資材が不足する場合は、県に資材調達の協力を要請する。	C																				

頁	現行		修正案		備考
174	4	住宅の応急修理	時期	5 住宅の応急修理 <u>(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</u>	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）の一部改正のため。 令和 5 年 4 月 1 日から適用
	◆住宅の応急修理	○（略）の方針	C	◆日常生活に必要な最小限度の部分の修理	
	◆応急修理の対	○応急修理の対象者は次のとおりとする。 ①住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	C	◆応急修理を受ける者の範囲	
	◆対象者の選定	○（略）	C	◆対象者の選定	
	◆修理の範囲	○応急修理の範囲は、 <u>応急危険度判定及び被災度区分判定を踏まえ、居室、トイレ、炊事場等の日常生活に係るものを対象とした必要最小限度の範囲</u> とする。	C	◆修理の範囲	
175	5	障害物の除去	時期	6 障害物の除去	
	◆住宅関係障害物の除去の方針		C	◆住宅関係障害物の除去の方針	
175	6	応援協力要請	時期	7 応援協力要請	
	◆他市町村又は県への応援要求	○（略）	C	◆他市町村又は県への応援要求	
175	7	災害救助法の適用	時期	8 災害救助法の適用	
	◆適用された場合の費用等	○（略）	C	◆適用された場合の費用等	

第 4 章 災害復旧・復興

頁	現行	修正案	備考																		
	第 2 節 公共施設等災害復旧対策 第 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 185 <table><tr><td>3 激甚災害に係る財政措置</td><td></td><td>時期</td></tr><tr><td colspan="2">◆激甚災害に係る財政援助措置 ○（略） ○その他の特別の財政援助及び助成 置</td><td>C</td></tr><tr><td colspan="3">⑦小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</td></tr></table>	3 激甚災害に係る財政措置		時期	◆激甚災害に係る財政援助措置 ○（略） ○その他の特別の財政援助及び助成 置		C	⑦小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等			第 2 節 公共施設等災害復旧対策 第 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 185 <table><tr><td>3 激甚災害に係る財政措置</td><td></td><td>時期</td></tr><tr><td colspan="2">◆激甚災害に係る財政援助措置 ○（略） ○その他の特別の財政援助及び助成 置</td><td>C</td></tr><tr><td colspan="3">⑦災害復旧事業債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</td></tr></table>	3 激甚災害に係る財政措置		時期	◆激甚災害に係る財政援助措置 ○（略） ○その他の特別の財政援助及び助成 置		C	⑦災害復旧事業債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等			表記の修正
3 激甚災害に係る財政措置		時期																			
◆激甚災害に係る財政援助措置 ○（略） ○その他の特別の財政援助及び助成 置		C																			
⑦小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等																					
3 激甚災害に係る財政措置		時期																			
◆激甚災害に係る財政援助措置 ○（略） ○その他の特別の財政援助及び助成 置		C																			
⑦災害復旧事業債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等																					
	第 3 節 災害廃棄物処理対策 188 <table><tr><td>1 廃棄物処理</td><td></td><td>時期</td></tr><tr><td colspan="2">◆災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ○災害廃棄物の輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの一時保管用地として、関係機関と協力して確保する。</td><td>B</td></tr><tr><td>災害廃棄物等一時保管場所（候補地）</td><td>親水公園西ゾーン 立田総合運動場 八開運動場 二子ふれあい公園 佐織総合運動場 立田南部地区防災コミュニティセンター北側駐車場</td><td></td></tr></table>	1 廃棄物処理		時期	◆災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ○災害廃棄物の輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの一時保管用地として、関係機関と協力して確保する。		B	災害廃棄物等一時保管場所（候補地）	親水公園西ゾーン 立田総合運動場 八開運動場 二子ふれあい公園 佐織総合運動場 立田南部地区防災コミュニティセンター北側駐車場		第 3 節 災害廃棄物処理対策 188 <table><tr><td>1 廃棄物処理</td><td></td><td>時期</td></tr><tr><td colspan="2">◆災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ○災害廃棄物の輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの一時保管用地として、関係機関と協力して確保する。</td><td>B</td></tr><tr><td>災害廃棄物等一時保管場所（候補地）</td><td>親水公園西ゾーン 貝沼建設 花はすフィールドあいさい 八開運動場 二子ふれあい公園 佐織総合運動場 立田南部地区防災コミュニティセンター北側駐車場</td><td></td></tr></table>	1 廃棄物処理		時期	◆災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ○災害廃棄物の輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの一時保管用地として、関係機関と協力して確保する。		B	災害廃棄物等一時保管場所（候補地）	親水公園西ゾーン 貝沼建設 花はすフィールドあいさい 八開運動場 二子ふれあい公園 佐織総合運動場 立田南部地区防災コミュニティセンター北側駐車場		名称の変更
1 廃棄物処理		時期																			
◆災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ○災害廃棄物の輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの一時保管用地として、関係機関と協力して確保する。		B																			
災害廃棄物等一時保管場所（候補地）	親水公園西ゾーン 立田総合運動場 八開運動場 二子ふれあい公園 佐織総合運動場 立田南部地区防災コミュニティセンター北側駐車場																				
1 廃棄物処理		時期																			
◆災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ○災害廃棄物の輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの一時保管用地として、関係機関と協力して確保する。		B																			
災害廃棄物等一時保管場所（候補地）	親水公園西ゾーン 貝沼建設 花はすフィールドあいさい 八開運動場 二子ふれあい公園 佐織総合運動場 立田南部地区防災コミュニティセンター北側駐車場																				
	第 4 節 被災者等の生活再建等の支援 第 1 罹災証明書の交付等 190 <table><tr><td>1 罹災証明の発行</td><td></td><td>時期</td></tr><tr><td colspan="2">◆罹災証明の発行 ○（略） ○住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。</td><td>C</td></tr></table>	1 罹災証明の発行		時期	◆罹災証明の発行 ○（略） ○住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。		C	第 4 節 被災者等の生活再建等の支援 第 1 罹災証明書の交付 190 <table><tr><td>1 罹災証明の発行</td><td></td><td>時期</td></tr><tr><td colspan="2">◆罹災証明の発行 ○（略） ○住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。 ○住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</td><td>C</td></tr></table>	1 罹災証明の発行		時期	◆罹災証明の発行 ○（略） ○住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。 ○住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。		C	表記の整理 県計画地震・津波編との整合						
1 罹災証明の発行		時期																			
◆罹災証明の発行 ○（略） ○住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。		C																			
1 罹災証明の発行		時期																			
◆罹災証明の発行 ○（略） ○住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。 ○住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。		C																			

頁	現行	修正案	備考												
190	<table><tr><td>2 被災者台帳の作成</td><td></td><td>時期</td></tr><tr><td>◆被災者台帳の作成</td><td>○（略）</td><td>C</td></tr></table>	2 被災者台帳の作成		時期	◆被災者台帳の作成	○（略）	C	第2 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施 <table><tr><td>1 被災者台帳の作成</td><td></td><td>時期</td></tr><tr><td>◆被災者台帳の作成</td><td>○（略）</td><td>C</td></tr></table>	1 被災者台帳の作成		時期	◆被災者台帳の作成	○（略）	C	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
2 被災者台帳の作成		時期													
◆被災者台帳の作成	○（略）	C													
1 被災者台帳の作成		時期													
◆被災者台帳の作成	○（略）	C													
190		<table><tr><td>2 災害ケースマネジメントの実施</td><td></td><td>時期</td></tr><tr><td>◆災害ケースマネジメントの実施</td><td><u>○市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>○取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u></td><td>C</td></tr></table>	2 災害ケースマネジメントの実施		時期	◆災害ケースマネジメントの実施	<u>○市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>○取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>	C	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理						
2 災害ケースマネジメントの実施		時期													
◆災害ケースマネジメントの実施	<u>○市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>○取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>	C													
191	第2 被災者への経済的支援等	第3 被災者への支援金等の支給、税の減免等													
193	第3 住宅等対策	第4 住宅等対策	表記の整理												

第 2 編 地震災害対策計画

第 2 章 災害予防

頁	現 行	修 正 案	備 考
	第 2 節 建築物等の安全化	第 2 節 建築物等の安全化	
	第 2 交通関係施設対策	第 2 交通関係施設対策	
223	1 道路施設対策 ◆応急復旧作 ○（略） 業のための 事前措置	1 道路施設対策 ◆応急復旧作 ○（略） 業のための 事前措置	表記の整理
	◆道の駅の防 〇国土交通省認定の道の駅「立田ふれあいの里」は、災害時において救援物資 災拠点化 の集配拠点、避難所、帰宅困難者のための災害情報提供・休憩場所、緊急消 防援助隊等の集結場所などの活用が考えられることから、県と連携し、施設 の有効活用のために必要な整備を進め、防災拠点化を検討する。		
	第 6 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第 6 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
226	1 地震対策緊急整備事業計画・地震防災緊急 事業五箇年計画等 ◆計画に基づ ○（略） く事業の実 施等 ◆単独事業等 ○防災対策事業 ◎市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用 した防災対策事業を実施する。	1 地震対策緊急整備事業計画・地震防災緊急 事業五箇年計画等 ◆計画に基づ ○（略） く事業の実 施等 ◆単独事業等 ○防災対策事業 ◎市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債、 <u>緊急 防災・減災事業債</u> を活用した防災対策事業を実施する。	表記の修正
	第 8 節 火災予防・危険性物質の防災対策	第 8 節 火災予防・危険性物質の防災対策	
	第 1 火災予防対策	第 1 火災予防対策	
230	1 火災予防に関する指導 ◆一般家庭に対 ○市（消防本部）は、日頃から火気その他出火危険のあるものの取扱につい する指導 て、自主防災組織、消防団等を通じて、一般家庭に対し、住宅用火災警報 器、消火器具及び消火用水の普及 <u>徹底</u> と、これら器具等の取扱方法を指導 する。 ◆出火防止の広 ○市（消防本部）は、一般火気器具からの出火を防止するために、広報紙等 報 を用いて市民向け火災予防を周知する。 ◆防火対象物の ○（略） 防火体制の推 進 ◆立入検査の強 ○市（消防本部）は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用 化 途、地域等に応じて実施し、常に当該地域内の防火対象物の状況を把握、	1 火災予防に関する指導 ◆一般家庭に対 ○市（消防本部）は、日頃から火気その他出火危険のあるものの取扱につい する指導 て、自主防災組織、消防団等を通じて、一般家庭に対し、住宅用火災警報 器、消火器具及び消火用水の普及 <u>啓発</u> と、これら器具等の取扱方法を指導 する。 ◆出火防止の広 ○市（消防本部）は、一般火気器具からの出火を防止するために、広報紙 <u>や</u> 報 <u>SNS</u> 等を用いて市民向け火災予防を周知する。 ◆防火対象物の ○（略） 防火体制の推 進 ◆立入検査の強 ○市（消防本部）は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用 化 途、地域等に応じて実施し、常に当該地域内の防火対象物の状況を把握、	表記の修正 表記の修正

頁	現行	修正案	備考
	火災発生危険の排除に努め、予防対策の <u>万全</u> な指導を行う。	火災発生危険の排除に努め、予防対策の <u>適切</u> な指導を行う。	表記の修正
	第9節 浸水・津波予防計画	第9節 浸水・津波予防計画	
232	3 浸水・津波防災体制の充実 ◆津波警報等、避難情報の伝達内容・情報伝達体制 ○（略） ○市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、 <u>市民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、</u> 津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整える。	3 浸水・津波防災体制の充実 ◆津波警報等、避難情報の伝達内容・情報伝達体制 ○（略） ○市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、 <u>突然津波が押し寄せることがあるため、市民への注意喚起として、</u> 津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整える。	表記の修正
233	4 浸水・津波防災知識の普及 ◆避難行動に関する知識 ○（略） ◆津波の特性に関する知識 ○（略） ○強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があること。 ◆浸水・津波に関する想定・予測の不確実性 ○（略）	4 浸水・津波防災知識の普及 ◆避難行動に関する知識 ○（略） ◆津波の特性に関する知識 ○（略） ○強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山噴火等による津波</u> の発生可能性があること。 ◆浸水・津波に関する想定・予測の不確実性 ○（略）	防災基本計画の修正による。
236	第11節 広域応援・受援体制の整備 2 広域応援・受援体制の整備 ◆技術職員の確保 ○（略） ◆受援体制の整備 ○市は、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う。その際、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。	第11節 広域応援・受援体制の整備 2 広域応援・受援体制の整備 ◆技術職員の確保 ○（略） ◆受援体制の整備 ○市は、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。	表記の修正
	第12節 防災訓練及び防災意識の向上 第1 地震防災訓練の実施 3 浸水・津波対策訓練の実施等 ◆浸水対策訓練 ○市は、水防関係機関及び一般市民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期し、水防思想の普及 <u>徹底</u> を図るため、各種水防工法その他の訓練を行う。	第12節 防災訓練及び防災意識の向上 第1 地震防災訓練の実施 3 浸水・津波対策訓練の実施等 ◆浸水対策訓練 ○市は、水防関係機関及び一般市民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期し、水防思想の普及 <u>啓発</u> を図るため、各種水防工法その他の訓練を行う。	表記の修正

第3章 災害応急対策

頁	244	現行	修正案	備考																																									
		第2節 避難行動 第1 津波警報等・地震情報等の収集・伝達 <table><tr><td>2 情報の種類・内容等 (気象庁又は名古屋地方気象台発表)</td><td>時期</td></tr><tr><td>◆津波に関する情報 ○(略)</td><td>A</td></tr></table> ◆地震に関する情報 (緊急地震速報(警報)) (地震に関する情報) ○<u>地震動により</u>震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 ○(略) ○緊急地震速報(警報)のうち<u>予想震度が</u>6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。 ○地震発生後約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報をはじめ、<u>次のとおり地震に関する情報</u>を発表する。 ◆地震に関する情報の種類 <table><tr><td>地震情報の種類</td><td>発表基準</td><td>内 容</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。)</td><td><u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u>。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>・震度<u>3</u>以上 ・<u>大津波警報・津波警報・津波注意報発表時</u> ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)発表時</td><td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度<u>3</u>以上<u>の</u>地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td></tr><tr><td><u>各地の震度に関する情報</u></td><td>・<u>震度1以上</u></td><td><u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u></td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td></tr></table>	2 情報の種類・内容等 (気象庁又は名古屋地方気象台発表)	時期	◆津波に関する情報 ○(略)	A	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。)	<u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> 。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源・震度に関する情報	・震度 <u>3</u> 以上 ・ <u>大津波警報・津波警報・津波注意報発表時</u> ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 <u>3</u> 以上 <u>の</u> 地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	<u>各地の震度に関する情報</u>	・ <u>震度1以上</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u>	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	第2節 避難行動 第1 津波警報等・地震情報等の収集・伝達 <table><tr><td>2 情報の種類・内容等 (気象庁又は名古屋地方気象台発表)</td><td>時期</td></tr><tr><td>◆津波に関する情報 ○(略)</td><td>A</td></tr></table> ◆地震に関する情報 (緊急地震速報(警報)) (地震に関する情報) ○<u>気象庁は、最大</u>震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 ○(略) ○緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の<u>揺れが予想される場合のもの</u>を特別警報に位置付けている。 ○地震発生後約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報をはじめ、<u>震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報など</u>を発表する。 ◆地震に関する情報の種類 <table><tr><td>地震情報の種類</td><td>発表基準</td><td>内 容</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 (津波警報<u>又は</u>注意報を発表した場合は発表しない。)</td><td>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加<u>して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u></td></tr><tr><td>震源・震度情報</td><td>・震度<u>1</u>以上 ・<u>津波警報・注意報発表又は</u>若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)発表時</td><td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、<u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度1以上を観測した</u>地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・<u>地点</u>名を発表</td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td></tr></table>	2 情報の種類・内容等 (気象庁又は名古屋地方気象台発表)	時期	◆津波に関する情報 ○(略)	A	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 <u>又は</u> 注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 <u>して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u>	震源・震度情報	・震度 <u>1</u> 以上 ・ <u>津波警報・注意報発表又は</u> 若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度1以上を観測した</u> 地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点</u> 名を発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	気象庁が使用する用語に統一 地震情報の種類の変更 表記の整理 地震情報の更新
2 情報の種類・内容等 (気象庁又は名古屋地方気象台発表)	時期																																												
◆津波に関する情報 ○(略)	A																																												
地震情報の種類	発表基準	内 容																																											
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報																																											
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。)	<u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> 。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加																																											
震源・震度に関する情報	・震度 <u>3</u> 以上 ・ <u>大津波警報・津波警報・津波注意報発表時</u> ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 <u>3</u> 以上 <u>の</u> 地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																											
<u>各地の震度に関する情報</u>	・ <u>震度1以上</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u>																																											
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																																											
2 情報の種類・内容等 (気象庁又は名古屋地方気象台発表)	時期																																												
◆津波に関する情報 ○(略)	A																																												
地震情報の種類	発表基準	内 容																																											
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報																																											
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 <u>又は</u> 注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 <u>して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u>																																											
震源・震度情報	・震度 <u>1</u> 以上 ・ <u>津波警報・注意報発表又は</u> 若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度1以上を観測した</u> 地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点</u> 名を発表																																											
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																																											

頁	現行			修正案			備考
				長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）	
	遠地地震に関する情報	・ 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表	遠地地震に関する情報	・ 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～ 2 時間程度で発表	
	その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	
	◆津波警報等、地震情報等に関する特別警報・警報等の伝達系統 (図略) 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先。			◆津波警報等、地震情報等に関する特別警報・警報等の伝達系統 (図略) 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号 及び第 3 号並びに第 9 条 の規定に基づく法定伝達先。			根拠となる法令の追記
第 3 節 災害情報の収集・伝達・広報			第 3 節 災害情報の収集・伝達・広報				
249	第 3 広報広聴活動			第 3 広報広聴活動			表記の整理 （「救護所」に統一）
	2 災害時の広報活動		時期	2 災害時の広報活動		時期	
	◆広報内容 (発災直後～3、4 時間以内)	○ (略)	A	◆広報内容 (発災直後～3、4 時間以内)	○ (略)	A	
	◆広報内容 (応急対策時：発災～概ね 2 日以内)	○広報内容（応急対策時：発災～概ね 2 日以内）は次のとおりである。 (略) ⑤医療・救護所の開設状況 (略) ⑥ライフライン施設・道路情報	A	◆広報内容 (応急対策時：発災～概ね 2 日以内)	○広報内容（応急対策時：発災～概ね 2 日以内）は次のとおりである。 (略) ⑤救護所の開設状況 (略) ⑥ライフライン施設・道路情報	A	
	◆広報内容 (応急復旧時：発災～3 日目で以降)	○ (略)	A	◆広報内容 (応急復旧時：発災～3 日目で以降)	○ (略)	A	

頁	現行	修正案	備考																
251	第4節 応援協力・派遣要請 第5 防災活動拠点の確保等 <table><tr><th>1 防災活動拠点の確保等</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆防災活動拠点 ○（略） の確保等</td><td>A</td></tr><tr><td>◆救援物資集積拠点 ○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「5－2 救援物資集積拠点」参照）。</td><td>A</td></tr><tr><td> 立田地域交流拠点施設 （略） </td><td></td></tr></table>	1 防災活動拠点の確保等	時期	◆防災活動拠点 ○（略） の確保等	A	◆救援物資集積拠点 ○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「5－2 救援物資集積拠点」参照）。	A	立田地域交流拠点施設 （略）		第4節 応援協力・派遣要請 第5 防災活動拠点の確保等 <table><tr><th>1 防災活動拠点の確保等</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆防災活動拠点 ○（略） の確保等</td><td>A</td></tr><tr><td>◆救援物資集積拠点 ○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「5－2 救援物資集積拠点」参照）。</td><td>A</td></tr><tr><td> 道の駅ふれあいの里HASUパーク （略） </td><td></td></tr></table>	1 防災活動拠点の確保等	時期	◆防災活動拠点 ○（略） の確保等	A	◆救援物資集積拠点 ○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「5－2 救援物資集積拠点」参照）。	A	道の駅ふれあいの里HASUパーク （略）		名称の変更
	1 防災活動拠点の確保等	時期																	
◆防災活動拠点 ○（略） の確保等	A																		
◆救援物資集積拠点 ○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「5－2 救援物資集積拠点」参照）。	A																		
立田地域交流拠点施設 （略）																			
1 防災活動拠点の確保等	時期																		
◆防災活動拠点 ○（略） の確保等	A																		
◆救援物資集積拠点 ○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「5－2 救援物資集積拠点」参照）。	A																		
道の駅ふれあいの里HASUパーク （略）																			
262	第14節 ライフライン施設等の応急対策 <table><tr><th>3 通信施設の応急措置</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆通信事業者 ○（略） （西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</td><td>B</td></tr><tr><td>◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） ○（略）</td><td>B</td></tr></table>	3 通信施設の応急措置	時期	◆通信事業者 ○（略） （西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有	B	◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） ○（略）	B	第14節 ライフライン施設等の応急対策 <table><tr><th>3 通信施設の応急措置</th><th>時期</th></tr><tr><td>◆通信事業者 ○（略） （西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</td><td>B</td></tr><tr><td>◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） ○（略）</td><td>B</td></tr></table>	3 通信施設の応急措置	時期	◆通信事業者 ○（略） （西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）	B	◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） ○（略）	B	防災計画の修正による修正				
3 通信施設の応急措置	時期																		
◆通信事業者 ○（略） （西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有	B																		
◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） ○（略）	B																		
3 通信施設の応急措置	時期																		
◆通信事業者 ○（略） （西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）	B																		
◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） ○（略）	B																		

頁	現行	修正案	備考
264	第15節 住宅対策	第15節 住宅対策	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示 第 228 号）の一部改正のため。 令和 5 年 4 月 1 日から適用
	1 風水害等災害対策に準拠する対策 ○以下の項目は、第 1 編第 3 章第 19 節「住宅対策」を参照 ①公共賃貸住宅等への一時入居 ②応急仮設住宅の設置及び管理運営 ③住宅の応急修理 ④障害物の除去 ⑤応援協力要請 ⑥災害救助法の適用	1 風水害等災害対策に準拠する対策 ○以下の項目は、第 1 編第 3 章第 19 節「住宅対策」を参照 ①公共賃貸住宅等への一時入居 ②応急仮設住宅の設置及び管理運営 ③住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理） ④住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） ⑤障害物の除去 ⑥応援協力要請 ⑦災害救助法の適用	

第 4 章 災害復旧・復興

頁	現行	修正案	備考
268	第 4 節 震災復興都市計画の決定手続き		都市再生特別措置法（令和 2 年度改正）に基づく修正
	3 復興都市計画事業の都市計画決定	3 復興都市計画事業の都市計画決定	
	◆都市復興基本 ○（略） 計画の策定と ○策定にあたっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえる。	◆都市復興基本 ○（略） 計画の策定と ○策定にあたっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、 立地適正化計画 、総合計画等を踏まえる。	
	◆復興都市計画 ○（略） 事業の都市計画決定	◆復興都市計画 ○（略） 事業の都市計画決定	

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

頁	現行	修正案	備考
269	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 ◆交通 ○（略） ◆市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 ○市が管理する庁舎、学校等の不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。 イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 ② 小中学校にあっては、次に掲げる事項 (ア) 児童生徒等に対する保護の方法 (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等 ③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項 (ア) 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法 (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等 ○公共土木施設等 ① 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 ② 河川施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 ○（略） ◆滞留旅客等に対する措置	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 ◆交通 ○（略） ◆市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 ○市が管理する庁舎、学校等の不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。 イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。 ② 小中学校にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。 (ア) 児童生徒等に対する保護の方法 (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等 ③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。 (ア) 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法 (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等 ○公共土木施設等 ① 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めることとする。 ② 河川施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。 ○（略） ◆滞留旅客等に対する措置	表記の修正 表記の修正 表記の修正 表記の修正 表記の修正 表記の修正

別紙 東海地震に関する事前対策

頁	現行	修正案	備考
274	第 1 節 対策の意義及び東海地震に関連する情報 1 東海地震に関する事前対策の意義 ◆地震防災応急対策 ○東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図る（地震発生後は、第 2 編第 3 章「災害応急対策」に定めるところにより対処する。）。	第 1 節 対策の意義及び東海地震に関連する情報 1 東海地震に関する事前対策の意義 ◆地震防災応急対策 ○東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図る（地震発生後は、第 2 編第 3 章「災害応急対策」に定めるところにより対処する。）。	表記の修正
293	第 4 節 発災に備えた直前対策 第 4 道路交通対策 2 緊急通行車両の確認（県公安委員会） ◆緊急輸送車両の確認 ○県公安委員会が大震法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第 12 条の規定により緊急輸送車両であることの確認を行う。 ◆緊急輸送車両の確認届出 ○緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、第 1 編第 3 章第 7 節「交通の確保・緊急輸送対策」で定める「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出する。 ◆緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 ○緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、第 1 編第 3 章第 7 節「交通の確保・緊急輸送対策」で定める標章とともに申請者に交付する。	第 4 節 発災に備えた直前対策 第 4 道路交通対策 2 緊急通行車両の確認（県公安委員会） ◆緊急輸送車両の確認 ○県公安委員会が大震法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第 12 条第 1 項の規定により緊急輸送車両であることの確認を行う。 ◆緊急輸送車両の確認届出 ○緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、第 1 編第 3 章第 7 節「交通の確保・緊急輸送対策」で定める「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出する。 ◆緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 ○緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、第 1 編第 3 章第 7 節「交通の確保・緊急輸送対策」で定める標章とともに申出者に交付する。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正 災害対策基本法施行令の改正に伴う修正 災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
293		3 緊急輸送車両確認の効力 ◆緊急輸送車両の確認の効力 ○大震法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。	掲載場所の変更
293	3 道路管理者の行う対策（市、県、県公安委員会） ◆自動車運転者への周知徹底 ○（略）	4 道路管理者の行う対策（市、県、県公安委員会） ◆自動車運転者への周知徹底 ○（略）	
300	第 12 緊急輸送対策 1 緊急輸送対策 ◆緊急輸送の調整 ○（略） ◆緊急輸送車両の事前届出及び確認 ○市は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行う。	第 12 緊急輸送対策 1 緊急輸送対策 ◆緊急輸送の調整 ○（略） ◆緊急輸送車両の事前届出及び確認 ○市は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の確認届出を行う。	災害対策基本

頁	現行		修正案		備考																																																																																																												
	○（略） ◆緊急輸送車両 ○（略） 確認の効力	A	○（略） ◆緊急輸送車両 ○（略） 確認の効力	A	法施行令の改正に伴う修正及び表記の整理																																																																																																												
306	第 5 節 市が管理又は運営する施設に関する対策		第 5 節 市が管理又は運営する施設に関する対策		名称の変更 名称の変更 表記の整理 表記の整理 名称の変更																																																																																																												
	第 2 不特定かつ多数の者が出入りする施設		第 2 不特定かつ多数の者が出入りする施設																																																																																																														
	2 個別対応事項	時期	2 個別対応事項	時期																																																																																																													
◆各施設における主な対応措置																																																																																																																	
<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th><th colspan="2">警戒宣言発令時</th></tr><tr><th>対応</th><th>備考</th><th>対応</th><th>備考</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td>親水公園総合体育館 親水公園総合運動場 立田体育館 佐織体育館 佐屋総合運動場 佐屋スポーツセンター <u>立田総合運動場</u> 八開運動場 （略）</td><td>休館</td><td></td><td>休館</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td>佐織総合福祉センター 八開総合福祉センター</td><td>休館</td><td>・特に高齢者の帰宅について促す。 （<u>・デイサービスの中止、利用者の帰宅（送迎）</u>）</td><td>休館</td><td>（<u>・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護</u>）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td>老人福祉センター <u>デイサービスセンター</u></td><td>休館</td><td>・<u>デイサービスの中止</u>、利用者の帰宅（送迎）</td><td>休館</td><td>・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>立田地域交流拠点施設</u></td><td>休館</td><td></td><td>休館</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr></table>		施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時		対応	備考	対応	備考	（略）		（略）		（略）	親水公園総合体育館 親水公園総合運動場 立田体育館 佐織体育館 佐屋総合運動場 佐屋スポーツセンター <u>立田総合運動場</u> 八開運動場 （略）	休館		休館		（略）		（略）		（略）	佐織総合福祉センター 八開総合福祉センター	休館	・特に高齢者の帰宅について促す。 （ <u>・デイサービスの中止、利用者の帰宅（送迎）</u> ）	休館	（ <u>・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護</u> ）	（略）		（略）		（略）	老人福祉センター <u>デイサービスセンター</u>	休館	・ <u>デイサービスの中止</u> 、利用者の帰宅（送迎）	休館	・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難	（略）		（略）		（略）	<u>立田地域交流拠点施設</u>	休館		休館		（略）		（略）		（略）	<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th><th colspan="2">警戒宣言発令時</th></tr><tr><th>対応</th><th>備考</th><th>対応</th><th>備考</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>垣見鉄工アリーナ</u>（親水公園総合体育館） 親水公園総合運動場 立田体育館 佐織体育館 佐屋総合運動場 佐屋スポーツセンター <u>貝沼建設 花はすフィールドあいさい</u> 八開運動場 （略）</td><td>休館</td><td></td><td>休館</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td>佐織総合福祉センター 八開総合福祉センター</td><td>休館</td><td>・特に高齢者の帰宅について促す。 （・利用者の帰宅（送迎））</td><td>休館</td><td>・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・<u>必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td>老人福祉センター</td><td>休館</td><td>・利用者の帰宅（送迎）</td><td>休館</td><td>・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>道の駅ふれあいの里HAS Uパーク</u></td><td>休館</td><td></td><td>休館</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr></table>				施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時		対応	備考	対応	備考	（略）		（略）		（略）	<u>垣見鉄工アリーナ</u> （親水公園総合体育館） 親水公園総合運動場 立田体育館 佐織体育館 佐屋総合運動場 佐屋スポーツセンター <u>貝沼建設 花はすフィールドあいさい</u> 八開運動場 （略）	休館		休館		（略）		（略）		（略）	佐織総合福祉センター 八開総合福祉センター	休館	・特に高齢者の帰宅について促す。 （・利用者の帰宅（送迎））	休館	・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・ <u>必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難</u>	（略）		（略）		（略）	老人福祉センター	休館	・利用者の帰宅（送迎）	休館	・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難	（略）		（略）		（略）	<u>道の駅ふれあいの里HAS Uパーク</u>	休館		休館		（略）		（略）		（略）
施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時																																																																																																														
	対応	備考	対応	備考																																																																																																													
（略）		（略）		（略）																																																																																																													
親水公園総合体育館 親水公園総合運動場 立田体育館 佐織体育館 佐屋総合運動場 佐屋スポーツセンター <u>立田総合運動場</u> 八開運動場 （略）	休館		休館																																																																																																														
（略）		（略）		（略）																																																																																																													
佐織総合福祉センター 八開総合福祉センター	休館	・特に高齢者の帰宅について促す。 （ <u>・デイサービスの中止、利用者の帰宅（送迎）</u> ）	休館	（ <u>・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護</u> ）																																																																																																													
（略）		（略）		（略）																																																																																																													
老人福祉センター <u>デイサービスセンター</u>	休館	・ <u>デイサービスの中止</u> 、利用者の帰宅（送迎）	休館	・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難																																																																																																													
（略）		（略）		（略）																																																																																																													
<u>立田地域交流拠点施設</u>	休館		休館																																																																																																														
（略）		（略）		（略）																																																																																																													
施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時																																																																																																														
	対応	備考	対応	備考																																																																																																													
（略）		（略）		（略）																																																																																																													
<u>垣見鉄工アリーナ</u> （親水公園総合体育館） 親水公園総合運動場 立田体育館 佐織体育館 佐屋総合運動場 佐屋スポーツセンター <u>貝沼建設 花はすフィールドあいさい</u> 八開運動場 （略）	休館		休館																																																																																																														
（略）		（略）		（略）																																																																																																													
佐織総合福祉センター 八開総合福祉センター	休館	・特に高齢者の帰宅について促す。 （・利用者の帰宅（送迎））	休館	・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・ <u>必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難</u>																																																																																																													
（略）		（略）		（略）																																																																																																													
老人福祉センター	休館	・利用者の帰宅（送迎）	休館	・帰宅できない一人暮らし高齢者など自主避難者として保護 ・必要に応じて安全性が確保されている避難場所等に避難																																																																																																													
（略）		（略）		（略）																																																																																																													
<u>道の駅ふれあいの里HAS Uパーク</u>	休館		休館																																																																																																														
（略）		（略）		（略）																																																																																																													

第3編 原子力災害対策計画

第1章 総則

頁	現行	修正案	備考																																																																																														
318	第 1 節 計画の目的・方針 第 3 災害の想定 (2) 原子力災害 <table><tr><td>原子力発電所 又は原子炉施設</td><td>事業者名</td><td>所在地</td><td>号機</td><td>状況</td><td>摘要</td></tr><tr><td>美浜発電所</td><td rowspan="5">関 西 電 力 株 式会社</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">大飯発電所</td><td rowspan="4">福 井 県 大 飯 郡 おおい町大島</td><td>1 号機</td><td>廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>2 号機</td><td>廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>3 号機</td><td>運転中 (118.0 万 Kw)</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>4 号機</td><td>運転中 (118.0 万 Kw)</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td rowspan="4">高浜発電所</td><td rowspan="4">福 井 県 大 飯 郡 高浜町田ノ浦</td><td>1 号機</td><td>定期検査中</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>2 号機</td><td>定期検査中</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>3 号機</td><td>運転中 (87.0 万 Kw)</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>4 号機</td><td>運転中 (87.0 万 Kw)</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>敦賀発電所</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要	美浜発電所	関 西 電 力 株 式会社	(略)				大飯発電所	福 井 県 大 飯 郡 おおい町大島	1 号機	廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中	加圧水型	2 号機	廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中	加圧水型	3 号機	運転中 (118.0 万 Kw)	加圧水型	4 号機	運転中 (118.0 万 Kw)	加圧水型	高浜発電所	福 井 県 大 飯 郡 高浜町田ノ浦	1 号機	定期検査中	加圧水型	2 号機	定期検査中	加圧水型	3 号機	運転中 (87.0 万 Kw)	加圧水型	4 号機	運転中 (87.0 万 Kw)	加圧水型	敦賀発電所	(略)					第 1 節 計画の目的・方針 第 3 災害の想定 (2) 原子力災害 <table><tr><td>原子力発電所 又は原子炉施設</td><td>事業者名</td><td>所在地</td><td>号機</td><td>状況</td><td>摘要</td></tr><tr><td>美浜発電所</td><td rowspan="5">関 西 電 力 株 式会社</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">大飯発電所</td><td rowspan="4">福 井 県 大 飯 郡 おおい町大島</td><td>1 号機</td><td>2019.12.11 廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>2 号機</td><td>2019.12.11 廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>3 号機</td><td>定期検査中</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>4 号機</td><td>運転中 (118.0 万 Kw)</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td rowspan="4">高浜発電所</td><td rowspan="4">福 井 県 大 飯 郡 高浜町田ノ浦</td><td>1 号機</td><td>運転中 (82.6 万 Kw)</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>2 号機</td><td>運転中 (82.6 万 Kw)</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>3 号機</td><td>運転中 (87.0 万 Kw)</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>4 号機</td><td>定期検査中</td><td>加圧水型</td></tr><tr><td>敦賀発電所</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要	美浜発電所	関 西 電 力 株 式会社	(略)				大飯発電所	福 井 県 大 飯 郡 おおい町大島	1 号機	2019.12.11 廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中	加圧水型	2 号機	2019.12.11 廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中	加圧水型	3 号機	定期検査中	加圧水型	4 号機	運転中 (118.0 万 Kw)	加圧水型	高浜発電所	福 井 県 大 飯 郡 高浜町田ノ浦	1 号機	運転中 (82.6 万 Kw)	加圧水型	2 号機	運転中 (82.6 万 Kw)	加圧水型	3 号機	運転中 (87.0 万 Kw)	加圧水型	4 号機	定期検査中	加圧水型	敦賀発電所	(略)					2024 年 4 月 1 日時点の稼働 状況
	原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要																																																																																											
	美浜発電所	関 西 電 力 株 式会社	(略)																																																																																														
	大飯発電所		福 井 県 大 飯 郡 おおい町大島	1 号機	廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																											
				2 号機	廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																											
				3 号機	運転中 (118.0 万 Kw)	加圧水型																																																																																											
				4 号機	運転中 (118.0 万 Kw)	加圧水型																																																																																											
	高浜発電所	福 井 県 大 飯 郡 高浜町田ノ浦	1 号機	定期検査中	加圧水型																																																																																												
			2 号機	定期検査中	加圧水型																																																																																												
			3 号機	運転中 (87.0 万 Kw)	加圧水型																																																																																												
4 号機			運転中 (87.0 万 Kw)	加圧水型																																																																																													
敦賀発電所	(略)																																																																																																
原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要																																																																																												
美浜発電所	関 西 電 力 株 式会社	(略)																																																																																															
大飯発電所		福 井 県 大 飯 郡 おおい町大島	1 号機	2019.12.11 廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																												
			2 号機	2019.12.11 廃 止 措 置 計 画 認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																												
			3 号機	定期検査中	加圧水型																																																																																												
			4 号機	運転中 (118.0 万 Kw)	加圧水型																																																																																												
高浜発電所	福 井 県 大 飯 郡 高浜町田ノ浦	1 号機	運転中 (82.6 万 Kw)	加圧水型																																																																																													
		2 号機	運転中 (82.6 万 Kw)	加圧水型																																																																																													
		3 号機	運転中 (87.0 万 Kw)	加圧水型																																																																																													
		4 号機	定期検査中	加圧水型																																																																																													
敦賀発電所	(略)																																																																																																

第3章 災害応急対策

頁	現行	修正案	備考
364	第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策		2024 年 4 月 1 日から、水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、厚生労働大臣から環境大臣に移管するため。
	7 飲料水・食品等の摂取制限等	7 飲料水・食品等の摂取制限等	
	◆飲料水・食品等の摂取制限等 ○水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、 原子力規制庁及び厚生労働省 が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。	◆飲料水・食品等の摂取制限等 ○水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、 国 が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。	
	◆農林水産物の採取及び出荷制限 ○（略）	◆農林水産物の採取及び出荷制限 ○（略）	